

扶養認定にかかるお知らせ

雇用保険受給待機期間中の 扶養認定の取扱い



組合員の配偶者等が会社を退職(離職)され、雇用保険の基本手当(いわゆる失業給付)を申請される場合の扶養認定の取扱いについて紹介します。

1 雇用保険の基本手当とは、次のいずれにもあてはまる場合に支給されます。

- ① ハローワークで求職の申込みを行い、就職しようとする積極的な意思があり、いつでも就職できる能力があるにもかかわらず、本人やハローワークの努力によっても職業に就くことができない「失業の状態」にあること。
- ② 離職の日以前2年間に雇用保険に加入していた期間が1年以上(例外あり)あること。

2 基本手当を受給できる期間等について

- ① 所定給付日数とは……最大何日分の基本手当をもらえるかを指します。
雇用保険に加入していた日数、離職時の年齢、離職に至った理由等により決定されます。
- ② 受給期間満了年月日とは……基本手当の受給資格の有効期限のことです。
原則として、離職した日の翌日から1年間となります。ただし、その間に病気、けが、妊娠、出産、育児等の理由により求職活動や就職ができなくなった場合は、申請により受給期間を最長で3年間延長することができます。

3 給付開始日について

自己都合で離職した場合、受給資格が決定した日から7日間の待機期間の後、原則2カ月の給付制限期間を経て給付開始となります。

※ 雇用保険制度の詳細については、ハローワークにご確認ください。

4 扶養認定の取扱いについて

ここがポイント

離職後、「雇用保険申請中」として認定手続きをした場合、被扶養者の認定要件を満たしていれば、「雇用保険の基本手当の受給が始まるまでの間」の「条件付き」として認定いたします。

重要 なお、扶養認定における収入の捉え方で、雇用保険給付等日額を基本とする収入については、日額で判断することとなりますので、受給開始後、「雇用保険受給資格者証」表面の「基本手当日額」を確認してください。(日額3,612円未満であることが認定要件となります。)

- ① 日額3,612円未満であれば、認定継続となります。ただし、認定時に「条件付き」の認定としていますので、確認のため「雇用保険受給資格者証」の表裏両面を共済事務担当課に提出してください。
- ② 日額3,612円以上であれば、認定取消となります。共済事務担当課で認定取消の手続きをしてください。なお、取消日は、「雇用保険受給資格者証」裏面の「認定(支給)期間」の最初の基本手当支給日となります。また、対象者が20歳以上60歳未満の配偶者である場合、「国民年金第3号被保険者被扶養配偶者非該当届」も提出してください。

【雇用保険受給資格者証】(第1面)

〈表〉

雇用保険受給資格者証 (第1面)		
1. 支給番号	2. 氏名	
3. 被保険者番号	4. 性別	5. 離職時年齢
6. 生年月日		
7. 求職番号		
8. 住所又は居所		
9. 支払方法(記号(口座)番号・金融機関名・支店名)		
10. 資格取得年月日	11. 離職年月日	12. 離職理由
13. 60歳到達時賃金日額	14. 離職時賃金日額	15. 給付制限
16. 求職申込年月日	17. 認定日	
19. 基本手当日額	20. 所定給付日数	21. 通算被保険者期間
22. 離職前事業所名		

19. 基本手当日額を確認

この額が、3,612円以上であった場合、認定取消となります。

3,612円未満であれば、認定継続となります。



【雇用保険受給資格者証】(第3面)

表面

19. 基本手当日額	20. 所定給付日数
4,500	90

基本手当日額が基準内かどうか確認してください。

裏面

行數	処理年月	認定(支給)期間	日数	種類	支給金額	残日数	備考
1	0430	15-XXXXXX-X		キョウサイハナコ			
2		待機満了・待機満了日		030416 離職理由40			
3		給付制限期間 030	517-	030715			
4	0725	15-XXXXXX-X		キョウサイハナコ			
5		030716-0724	9	基本手当	¥40,500	81	
①							
8	1021	15-XXXXXX-X		キョウサイハナコ			
9		030919-1013	25	基本手当	¥112,500		
10		支給終了					②

①が、支給開始日となります。(令和3年7月16日)

②が、受給終了日となります。(令和3年10月13日)

お願い 毎月の被扶養者の収入確認をしっかりと行いましょう。また、確認書類も忘れずに保管しましょう!!

お問い合わせ先 保険課 ☎048-822-3306